

資料 3：地域公共交通利便増進実施計画の策定について

1. 地域公共交通利便増進実施計画とは

地域公共交通利便増進実施計画は、地域公共交通計画（本市は令和3年度に策定済み）に基づき、地域公共交通ネットワークの再編成や、ダイヤ・運賃の改善により、利便性の高い地域旅客運送サービスの提供を図るための事業を実施するための計画である。

本計画の作成に当たっては、地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者等の同意を得ることが必要で、国土交通大臣の認定を申請することが可能となる。

表：地域公共交通利便増進実施計画に記載すべき項目

① 実施区域
② 事業の内容・実施主体
③ 地方公共団体による支援の内容
④ 実施予定期間
⑤ 事業実施に必要な資金の額・調達方法
⑥ 事業の効果
⑦ 地域公共交通計画に地域公共交通利便増進に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
⑧ 地域公共交通計画に都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策、観光の振興に関する施策その他の関係する施策との連携に関する事項が定められている場合には、当該連携に関する事項
⑨ その他地域公共交通利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

2. 計画策定のメリット

地域公共交通利便増進実施計画を策定し、国土交通大臣の認定を受けることにより、次のメリットが得られる。

- ・ 地域内フィーダー系統確保維持費や車両減価償却費等の国庫補助金の活用が可能
- ・ 地域公共交通利便増進実施計画に基づいて実施される利用促進及び同計画の達成状況等の評価の実施への補助（補助率 1/2）

3. 計画の策定

本市においても、地域公共交通利便増進実施計画を策定し、香南市地域公共交通計画の事業推進につなげる。

このため、香南市地域公共交通計画の一部変更を行う。（R5年5月予定）